

丹後半島ラリー2023

大会組織委員会 殿

CAR No.

誓約書

私は、本大会特別規則をはじめF I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJ A Fの国内競技規則およびその細則など本競技に関わるモータースポーツ競技諸規則を承認し遵守いたします。また、運転者は参加種目について標準能力を持ち、参加車両についてもコースまたはスピードに対して適性があり、競争が可能であることを申告いたします。

私は、モータースポーツが危険性を伴う競技であることを十分認識の上、自己の責任において誠実かつ適切に競技を遂行するとともに、本競技に関連して万一事故が発生し、私や私の関係者が被害を被ることがあっても、一般社団法人日本自動車連盟（J A F）をはじめ競技関係者（団体および個人）の方々に対していかなる責任も追及することはいたしません。

私は本大会において自動車の正常な操縦に支障を招くような身体の障害がある場合は、この旨を一般社団法人日本自動車連盟（J A F）に申告し、身体障害者に対する競技運転者許可証を交付されていない場合は、競技に参加することはできないということを承知しております。

また、参加者、クルー及び参加車両の氏名や名称の公表、並びに写真、映像、競技結果等の報道、放送、インターネット等への掲載の権限はオーガナイザーにある事を承知しております。

※車載カメラの使用にあたりましては、上記の誓約書に記載通り、オーガナイザーに帰属する報道放送、インターネット等への掲載権と肖像権を定めた、別途規定に抵触しないことを条件とし、これに違反した場合は、損害賠償の責を負うことを承知します。

以上、誓約いたします。

年 月 日

参加者署名

ドライバー署名

コ・ドライバー署名

参加者、ドライバー、コ・ドライバーは参加確認受付時に署名をお願い致します。

写真、映像の報道、放送、インターネット等への掲載権と肖像権に関する規定

参加者 各位

今年度のオーガナイザーの会合にて、最近のラリーブームを反映してか一般の方が結構、ラリーの写真や映像に興味を持たれ、閲覧されているとのことでした。

このこと自体は非常に喜ばしいことですが、一方でクラッシュ、コースアウトや転倒と言った、一般の方には事故と感じられる内容がアップされており、このことを原因として、自治体からの許可が得難くなる可能性を指摘されました。

確かに、全日本戦に場所の提供をして頂ける理解ある自治体であっても、残念ながら地域住民の方のほぼ全てが賛同されている訳では無く、反対派の方々に絶好の材料を送ることは好ましくないとの結論に至りました。

従いまして、下記の要項にて写真や映像の取り扱いをお願い致します。

記

1. 掲載権と肖像権のオーガナイザーへの帰属とは

それぞれの権利はオーガナイザーが持っていますので、それらを使用する場合にはオーガナイザーの許可が必要となります。

2. 許可を必要としない案件

一般に公開するのが目的では無く、個人的に使用する場合には許可を必要としません。

また、一般に公開する目的であっても、車両が正常に走行している写真や映像を公開する場合には同様に許可を必要としないこととします。

更に、この写真や映像で報道を目的とするものであれば、第三者に譲渡することも許されます。

3. 許可を必要とする案件

この場合考えられる案件は以下の通りですが、必ずオーガナイザーへ問い合わせして下さい。

- ①商業的目的を持った第三者に譲り渡すこと
- ②クラッシュ、コースアウトなどの一般的に事故とされるもののうち軽微なもの
- ③関係者以外が、特定されそうな情報が入ったもの

4. 許可が難しい案件

クラッシュやコースアウトでボディに損傷がある場合や転倒などは、基本的に許可されないと理解して下さい。何れにしても上記3と同じく、オーガナイザーへお問い合わせ下さい。

5. 無許可の案件が公開された場合

無許可の写真や映像が、インターネット等の不特定多数の方が閲覧出来る状態にある場合は、関係者に削除依頼をお願いします。その際に、権利金を請求される場合がありますのでご留意下さい。また、無許可で商業的目的に利用された場合にも同様に、権利金を請求されることとなりますのでご留意下さい。